

○国の規制に関する提案 3件

情報提供

番号	提案事項	提案の具体的内容	提案主体	所管課	所管課の検討結果		
					制度の現状	措置の分類	措置の概要(対応策)
1	自動車専用道路(国道1号浜名バイパス、藤枝バイパス、静清バイパス等)における通行車両規制の緩和(小型自動二輪車の通行許可)	<p>・自動車専用道路に指定された区間では、小型自動二輪車の通行が認められていないが、小型自動二輪の走行性能(法律上60km/hまで走行可であること)の点からは問題ない一方で、日常的に当該道路周辺を走行することのない小型自動二輪の運転手が当該区間に差し掛かった際に走行中の混乱を招き、重大事故が発生する可能性がある。</p> <p>・このため、県内の自動車専用道路(浜名バイパス、藤枝バイパス、静清バイパス等)のうち、規制速度が60km/hのもの通行車両規制を緩和し、小型自動二輪車の通行を認めることを提案する。</p>	個人	国土交通省	道路管理者は、交通が著しくふくそうし、又はその見込みがある道路の区間内において、交通の円滑化又は道路交通騒音により生ずる障害の防止を図るために必要があると認めるときは、当該道路又はその一部の区間について、当該地域を管轄する都道府県公安委員会と協議のうえ、自動車のみ一般交通の用に供する道路(自動車専用道路)を指定することができる。		国へ情報提供
2	市街化調整区域内農地の転用条件緩和	工場・物流施設・商業施設等の開発のため、交通利便性の高い高速道路ICから5km圏内の農地転用の弾力的な運用を求める。	静岡県都市開発協会	農林水産省 国土交通省	<p>知事又は指定市町の長(農業委員会)は、法律や政省令に示された農地転用許可基準等に基づき、①限られた資源である優良農地の確保の観点から判断される立地基準と②周辺農地への影響等を判断する一般基準の双方を満たす場合に農地転用を許可することができ、転用に係る農地が4haを超える場合には、さらに必要に応じて農林水産大臣との協議を経ることとなっている。</p> <p>また、工場等の立地のためには、農地転用に加えて、都市計画法に基づく市街化調整区域等の制限の解除も必要となる。</p> <p>現行制度下でも、上記の条件を満たす場合は、転用は可能である。</p>		国へ情報提供
3	障害年金申請手続きの簡素化・迅速化	<p>現在精神障害の年金申請を進めているが、相談を開始し各種書類の手配や窓口相談をしているが、3ヶ月近く経ってもまだ完了していない。</p> <p>煩雑な書類、診断書等に係る費用の軽減をお願いしたい。</p> <p>また、申請後、審査に3ヶ月以上かかる時間も短縮していただきたい。障害者本人が手続きを行うには、現状余りにも困難が多すぎる。</p>	個人	厚生労働省	<p>疾病にかかり、かつ、その疾病について初めて医師の診療を受けた日において年金保険者であった者が、法定の障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときに支給されることとされている。</p> <p>支給に当たっては、厚生労働大臣あてに年金支給の裁定請求書を提出するとともに、厚生労働省令が定める医師の診断書等の書類を添付することが必要となっている。</p> <p>また、障害年金の審査について、厚生労働省が定める標準処理期間は、障害基礎年金については3ヶ月、障害厚生年金については3ヶ月半となっている。</p>		国へ情報提供